

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1 紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

講習

公的証明書等の掲示

申請等による公的情報の 閲覧・縦覧

公的証明書等以外の情報の掲示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする
例)
・介護支援専門員更新研修
・一級建築士等定期講習
・危険物取扱者保安講習

類型 2 ①

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする
例)
・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする
例)
・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 4 ①

掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする
例)
・一級建築士等定期講習

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 3 ②

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

①+②の例)

- ・住宅宿泊仲介業約款の公開
- ・都市計画案の縦覧
- ・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

類型 3

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

類型 4

掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする